

議事日程 (第4号)

令和2年3月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第35号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
(日程第1 提案理由説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第25号議案 令和2年度中間市一般会計予算
(日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第26号議案 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 4 第27号議案 令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 5 第28号議案 令和2年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第29号議案 令和2年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第30号議案 令和2年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第31号議案 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第32号議案 令和2年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第10 第33号議案 令和2年度中間市水道事業会計予算
- 日程第11 第34号議案 令和2年度中間市病院事業会計予算
(日程第3～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 1 号
(日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 請願第1号 地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める
第 1 号 意見書
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 公立病院の再編統合へ向けた指定リストの撤回を求める意見
第 2 号 書
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 中東における自衛隊の早期撤収を求める意見書
第 3 号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書
第4号

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (2名)

6番 田中多輝子君	8番 草場 満彦君
-----------	-----------

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 園田 孝君
市長公室長 …………… 田中 英敏君	市民部長 …………… 安徳 保君
保健福祉部長 …………… 船津喜久男君	建設産業部長 …………… 藤田 宜久君
教育部長 …………… 佐伯 道雄君	
環境上下水道部長 ……………	井上 一君
市立病院事務長 …… 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君
総務課長 …………… 後藤 謙治君	財政課長 …………… 蔵元 洋一君
安全安心まちづくり課長 ……………	石井 浩司君
企画政策課長 …………… 濱田 学君	市民課長 …………… 松原 邦加君
人権男女共同参画課長 ……………	大庭 省二君

福祉支援課長	……	亀井	誠君	健康増進課長	……	岩河内	弘子君
こども未来課長	…	平川	佳子君	介護保険課長	……	冷牟田	均君
上水道課長	……	田中	秀一君	下水道課長	……	高田	洋次郎君
市立病院課長	……	末廣	勝彦君				

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	拓生君	書	記	谷山	隆二君	
書	記	志垣	憲一君	書	記	石田	花野君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第35号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第35号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。

それでは、第35号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

本年1月15日に日本国内で初の新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、その数は日々増加しております。

このような事態に対応するため、国では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、財政措置を含むさまざまな感染拡大防止策を講じております。

このたびの補正予算は、本市におきましても、国の財政措置を活用し、子育ての現場において新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講ずる必要が生じたことから、緊急に提案させていただくものでございます。

まず、歳出につきましては、民生費におきまして、保育所や学童保育所で使用するマスクや消毒液などの資材確保に要する経費といたしまして、需用費450万円、備品購入費1,050万円を追加計上いたしております。

また、国からの要請を踏まえた小学校の臨時休校に伴い、学童保育所を特別に開所したことにより追加的に発生した経費として、委託料380万円を追加計上いたしております。

次に、これらの財源となります歳入につきましては、全額が国費により負担されますことから、国庫支出金として1,880万円を追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,886万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ239億8,404万2,000円とするものでございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第35号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより第35号議案令和元年度中間市一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 第25号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第2、第25号議案令和2年度中間市一般会計予算を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第25号議案令和2年度中間市一般会計予算のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度と比較して7億5,270万円の増額、率にして4%増の、歳入歳出それぞれ194億950万円となっております。

まず、歳入の主なものは、地方交付税が前年と比べ8,940万円の増額の53億2,970万円となっておりますが、臨時財政対策債については前年度と比べ2,140万円の減額となり、3億7,870万円となっております。また、積極的な取り組みを進めておりますふるさと納税は、7億円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費において、財政調整基金積立金に11億3,200万円、市庁舎及び市民会館の照明、空調設備等を改修し、施設の省エネルギー化を図るカー

ボンマネジメント強化事業に2億8,450万円が計上されております。

教育費においては、堀川開削400周年記念事業に要する経費として170万円が計上されております。

討論において、「財政削減が先行する予算案は、中間市行政の質の低下を伴う。この予算で中間市の特色ある教育活動ができるのか」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第25号議案令和2年度中間市一般会計予算のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものは、歳入予算の根幹であります市税収入においては、市民税が減額、その他の全税目がわずかに増額となっており、市税総額は、前年度と比較して1,210万円減額の38億8,780万円が計上されております。

その内訳としましては、市民税17億960万円、固定資産税14億7,220万円、軽自動車税1億1,110万円、市たばこ税3億20万円、都市計画税2億9,460万円となっております。

また、地方消費税交付金として8億4,290万円が計上されております。

民生費においては、国・県からの負担金及び補助金を合わせて47億9,800万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、市税の過年度還付金として償還金利子及び割引料1,800万円、戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金920万円が計上されております。

民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費として、社会福祉協議会等への負担金補助及び交付金2,080万円、障害者福祉費では、障がい者支援に要する各種サービス費及び自立支援医療費等の扶助費11億9,730万円、老人福祉費では、後期高齢者医療療養給付費負担金6億7,660万円、地域総合福祉会館費では、ハピネスなかまの運営経費5,400万円、また、地域生活支援事業費として、地域で生活する障がいのある方への相談支援事業や意思疎通支援事業等の委託料2,870万円が計上されております。

次に、児童福祉費では、子ども・子育て支援費として、保育所施設型給付費5億6,840万円、幼稚園施設型給付費2億890万円、また、児童手当及び児童扶養手当の給付費を合わせて9億4,350万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として21億3,350万円、保健衛生費では、予防費として、乳幼児・学童・高齢者などに対する各種予防接種委託料1億170万円が計上されております。

最後に、採択いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第25号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、土木使用料において、市営住宅の使用料として7,740万円、土木費国庫補助金において、中鶴地区建替事業に伴う住宅市街地総合整備事業費補助金が11億7,960万円、道路・橋りょう等の社会資本の改築・改修事業などに伴う社会資本整備総合交付金が1億1,490万円計上されております。

歳出の主なものにつきましては、農林水産業費において、中間市森林環境譲与税基金を活用して庁舎南側市民フロアに木製ローカウンターを設置する費用として150万円、土木費において、継続して取り組んでいる中鶴地区の市営住宅建替事業に伴う中鶴更新住宅（2期）新築工事に12億1,080万円、PFI事業で建設する建物に対する経費として公有財産購入費が3億6,470万円計上されており、消防費においては、消防資機材搬送車の購入費用として1,440万円計上されております。

討論において、「消防資機材搬送車の購入については賛成だが、国や県の他の補助制度を活用して購入すべきであり、石油貯蔵施設立地対策等交付金を利用して購入することは反対である」、「道路等の補修に係る費用が大きく減額されているため、これにより災害等が発生しないように対応していただきたい」などの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第25号議案令和2年度中間市一般会計予算案について、日本共産党市議団を代表して反対討論いたします。

中間市の財政危機を理由として、この予算案は、多くの部署で歳出カットを前提として大なたが振るわれています。しかし、こうした市民生活が厳しいときだけに、内容によっては配慮すべき予算が組まれるべきですが、余り考慮されているとは言えないと思います。中でも、会計年度任用職員への臨時、嘱託、非常勤からの移行では、勤務時間の短縮によるフルタイム化を避けることによるパート採用化により、全体的に昨年度より年収が抑えられた職員が目立ちますし、期末手当の支給があるとはいえ、今年度までの毎月の支給額が大幅に減額されていますので、月単位の生活サイクルで言えば大変な状況ではないでしょうか。採用人数についても、臨時職員134人が111人へと23人の減となっています。職場の混乱が予想されます。現場の状況に配慮するというより、一方的な予算上の上から目線の対応と言えます。

また、臨時職員以外の職員についても、1人のフルタイム職員を除けばパートタイム職員であり、フルタイム職員に保証されている退職金もありませんし、賃上げもありません。これでは、今後働き続けることにも気持ちが揺らぐのではないのでしょうか。

正規職員の実人員が大幅に減らされる中で、その補完的職員として配置されてきた面もあるこれらの職員をさらに大幅に減らしながら、その上に正規職員も退職不補充により減らしていこうとするこれらの人事政策は、長期的には、中間市行政の質の低下と、そのことによる市民サービスの大幅な低下を招きます。また、災害等への対応においても、手の打ちようのない事態も発生する危険性をはらんでいます。

中間市職員の人件費は、支払う側には経費削減効果として映るかもしれませんが、一方では、中間市地域経済の重要な財源でもあります。こうしたことの結果、さらに税収が落ち込み、また、それを理由にさらなる削減へと進む負の連鎖、悪魔のサイクルでもあります。実際に平成16年度の人件費37億円が、平成30年度では29億7,000万円と、7億以上も減らされています。その結果、中間市の税収は平成21年度、市民税所得割で16億5,000万円だったものが、平成30年度には14億8,000万円と、1億7,000万円も減っています。交付税や税収の落ち込みを理由として、さらなる歳出カットを繰り返していますが、その結果、さらなる税収の落ち込みを呼び込むのではないのでしょうか。まともな人事財政政策を求めます。

次に、人事評価制度が来年度も実施されるようですが、人は減らしながら、個人同士の職員の競争心をあおり、給与に格差をつけるようなやり方は、職員同士の共同が求められる公務職場の輪を壊します。即刻中止を求めます。

マイナンバー制度の対象が、戸籍にまで広がろうとしています。個人情報の対象が世帯

情報にまで広がることを意味します。この間、マイナンバー制度の運用開始の2015年10月から漏洩が779件全国的には起きていますが、そのうちの15件は100人以上分の漏洩です。また、戸籍情報に関して、情報屋と呼ばれる組織の売買対象になっているとの指摘もあります。個人情報の安全性の上からも、こうした危険きわまりないマイナンバー制度の推進には反対をいたします。

学校図書室の司書補助員を削減、全員ですが、削減したり、夜間警備予算の大幅カット、図書購入費を含む学校用備品の大幅カットと、矢継ぎ早にカットされています。小中学校の図書購入費を含む備品購入費は、昨年度の1,075万円が、なんと9万円まで減らされています。そして、これらの負荷が教職員に転嫁されています。ただでさえ働き方が問題となっている教職員に対するこのような対応は、やめるべきです。また、図書購入費の大幅削減は、市民図書館との連携を図り解決すると言いますが、その図書館も指定管理者制度のもとで大幅な図書購入制限がかかっています。中間市は、未来を背負う子どもたちの知的成長をどのように考えているのでしょうか。全てにわたって財政削減が先行する来年度の予算案については、同時に中間市政の質の低下を伴います。魅力のない、住みたくなくなるような行政運営は考え直すべきだと思います。

消防予算では、相変わらず白島石油貯蔵施設交付金を活用していますが、この基地は、日本でも危険との指摘のもとで格上げをされた福智山活断層の延長線上にあります。頼るべき財源ではありません。即刻中止を求めます。

消防署員に定数についても、国の求める定員から余りにもかけ離れています。増員を求めます。

中鶴地区のPFI事業については、さきの本会議でも述べましたが、元来やるべき公的住宅政策とは真逆の方向で動いています。入居率によっては大きな負荷を背負うこととなります。中止を求めます。

建設部では、職員の減が目立ちます。まともな市政運営に、職員の量と質の確保は欠かせません。改善を求めます。

商工業振興費が500万円減らされ、商工会議所の運営補助金の削減がこれに当たります。前向きの行政運営とは逆行する動きです。もとに戻すように求めます。

地球環境の改善のための温暖化防止のため、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指す自治体がふえています。中間市もこれに続くべきだと考えます。

以上により、反対意見と追加意見を申し述べて、本予算案については反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一でございます。クラブを代表しまして、令和2年度中間市一般会計予算、これにつきまして、意見を付して賛成の討論をさせていただきたいと思っております。

令和2年度の一般会計予算につきましては、私ども議員の目から見ても、魅力ある中間づくり、特に現在では福祉と教育が充実されて、まちづくりの根幹をなすもの、そういうふうに捉え、そういったことを充実させてもらうようお願いをしてまいりました。

ところが、令和2年度の一般会計予算のぞいていきますと、もう非常に厳しい現実、これを突きつけられているという考えしております。中でも教育予算、これに関連して少し実例を述べさせていただきます。先ほどもちょっと意見がございましたが、来年度の学校の中で、これまで学校の図書館活動、読書活動が充実するよというということで、学校には司書教諭が1名ずつ配置され、その司書教諭を補助し、子どもたちの読書活動が充実するよというということで、臨時の補助員さんが1名ずつ配置されておりました。臨時職員の配置というので、来年度からこれが10名全てなくなると。そのかわり、現在配置されております学校事務職員さん、非常勤の職員が1名いますが、その方に時間の上乗せをして、その図書業務ですね。これを補助してもらうというふうな話です。図書の経験のない人が単に事務を引き継いで、形式的に運営してどれだけの効果が生まれるか、甚だ疑問を抱かざるを得ません。

そういった点とあわせて、もう一つは、教育振興に関します予算、これの一部だけのぞいてみますと、例えば、小学校で子どもたちの授業に関係しますいろんな消耗品等があります。この消耗品費が、令和元年度は291万2,000円ございましたが、令和2年度は75万7,000円です。4分の1に減っています。それから、子どもたちの学習活動で必要ないろんな教材教具を買って、授業の効率化を図ります、あるいは図書の購入、これも必要になってきます。それから理振・算振、こういうふうな名目で国から補助金もつきまして、学校の理科授業の充実をというふうな備品整備もこれまで行われてきました。こういったものを含めまして、小学校では昨年度、505万予算が組まれておりました。令和2年度、2万5,000円です。505万から2万5,000円。この数字聞いて、学校の先生が授業に対するやる気を起こすのかと。親はこれを聞いて、安心して預けられる中間市の教育、これを判断できるのかというところ、ちょっと疑問が残ります。その点、中学校を拾ってみますと、消耗品費が172万9,000円から25万円です。これも7分の1です。備品購入費は579万6,000円が6万5,000円ですね。ちょっと桁も読みかえるぐらいの削減です。子どもたちの日々の授業を充実させる、学力をつける使命があるはずですね。そういったところに必要な予算が、一桁違うような削減幅になっています。これで走らざるを得ないというところもわかります。中間市の経常収支比率ですか。これが99.4%、こういうふうな状態になっていると、予算組みがこんなんであるというふうなことも十分理解できますが、先ほど申しました教育部分の削減幅というのは、余りにも大き過ぎると、そういうふうな考えして、これをそのままいいですよというわけにはいかないと思います。

したがって、年度スタートした後、学校現場の状況を十分に把握していただいて、

これで本当に適切な教育活動が展開できるのか。委員会としては、学校現場と十分に協議をしていただき、必要に応じて補正を組んでいただくと。ぜひこれをやっていただきたい。お願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。厳しい状況の中ではありますが、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これで討論を終結いたします。

これより、第25号議案令和2年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第26号議案

日程第 4. 第27号議案

日程第 5. 第28号議案

日程第 6. 第29号議案

日程第 7. 第30号議案

日程第 8. 第31号議案

日程第 9. 第32号議案

日程第10. 第33号議案

日程第11. 第34号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3第26号議案から日程第11、第34号議案までの令和2年度各会計予算9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第29号議案令和2年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出として公有財産購入費10万円、歳入として市債10万円が計上されており、予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第26号議案、第27号議案、第30号議案、第31号議案及び第34号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第26号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が、昨年度と比較して5,390万円増額の8億780万円となっております。

また、県支出金として35億6,690万円、繰入金として5億1,100万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、一般及び退職被保険者等に対する保険給付費が、昨年度と比較して2億6,750万円減額の35億1,360万円、国民健康保険事業費納付金として12億690万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ49億20万円となっております。

次に、第27号議案令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、県支出金として、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金10万円、貸付金元利収入120万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費として、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ130万円となっております。

次に、第30号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者介護保険料が、昨年度と比較して6,590万円減額の9億7,700万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金12億10万円、支払基金交付金13億1,920万円、県支出金7億1,910万円、一般会計繰入金8億2,560万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、介護サービス利用に伴う保険給付費45億5,420万円、また、地域での高齢者の生活を総合的に支援する地域支援事業費5億270万円が計上されております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものは、国保連合会からの予防給付費収入

3,340万円が計上され、歳出の主なものは、会計年度任用職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等の事業費3,340万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ52億80万円となっております。

次に、第31号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が、昨年度と比較して1,820万円増額の6億2,290万円、一般会計繰入金2億2,190万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、福岡県後期高齢者医療広域連合納付金として8億3,100万円が計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ8億5,190万円となっております。

次に、第34号議案令和2年度中間市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入において、病院事業収益20億4,490万円が計上されております。

その主なものは、入院収益7億7,310万円、外来収益10億4,330万円、医業外収益1億2,960万円となっております。

また、収益的支出においては、給与費10億5,670万円、薬品等材料費5億3,850万円、委託料等経費3億4,190万円、減価償却費6,640万円、医業外費用1,420万円が計上されております。

次に、資本的収入の主なものは、固定資産整備企業債950万円、他会計負担金5,680万円が計上されております。

資本的支出の主なものは、多用途透析監視装置5台分の器械備品等購入費950万円、企業債償還金9,440万円が計上されております。

なお、資本的支出に対する収入不足額3,760万円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、不足する額については、一時借入金で措置することになっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第26号議案、第27号議案、第30号議案、第31号議案、第34号議案、全て全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第28号議案、第32号議案及び第33号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第28号議案令和2年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げ

ます。

歳入の主なものといたしましては、下水道使用料が5,230万円、一般会計繰入金
が3,010万円計上されております。

歳出の主なものといたしましては、中鶴・曙下水処理場の維持運転管理委託等の委託料
が5,810万円、両下水処理場の修繕料及び光熱費が2,070万円計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ9,190万円となっております。

討論において、「中鶴・曙下水場の委託業務について、令和3年の9月の廃止に向けて、
早いうちから業者の方々との対話を進めていただきたい」との意見がありました。

次に、第32号議案令和2年度中間市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

令和2年度の水洗化戸数は1万3,876戸の予定であり、年間の総処理水量が
272万立方メートル、1日当たりの平均処理水量が7,465立方メートル、年間有収
水量が258万立方メートルと見込まれております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

公共下水道事業収益の主なものといたしましては、下水道使用料が4億2,290万円、
他会計補助金が5億510万円、長期前受金戻入益が3億4,450万円計上されて
おります。

公共下水道事業費用の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金が3億
2,690万円、減価償却費が7億1,130万円、企業債に関する利息が1億6,860万
円計上されており、総額13億650万円となっております。

その結果、令和2年度は、消費税を含めまして2,810万円、消費税を除きますと
300万円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良の財源として建設改良企業債が3億
8,980万円、国庫補助金が1億9,550万円、また、企業債の償還を資産の耐用年数
内で繰り延べることを目的とした高資本費対策借換債が45億9,210万円計上されて
おり、総額53億4,340万円となっております。

資本的支出の主なものといたしましては、建設改良費が10億7,480万円、高資本
費対策借換債発行に伴う繰り上げ償還を含めた企業債償還金が45億3,970万円計上
されており、総額56億1,610万円となっております。

また、令和2年度の下水道工事につきましては、七重町地区など市内17カ所で実施さ
れる予定となっております。

なお、資本的収支の不足額2億7,270万円につきましては、当年度分損益勘定留保
金等で全額補填される予定となっております。

次に、第33号議案令和2年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

令和2年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万8,025戸の予定であり、

年間の総配水量が628万立方メートル、1日当たりの平均配水量が1万7,209立方メートル、年間有収水量が552万立方メートルと見込まれております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億9,660万円が計上されております。

その主な収益といたしましては、給水収益の9億1,390万円となっております。

また、水道事業費用につきましては、10億6,960万円が計上されております。

その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億6,890万円、また、減価償却費として3億5,450万円が計上されております。

その結果、令和2年度は、消費税を含めまして2,700万円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入につきましては、2億1,520万円が計上されております。

その主な収入といたしましては、企業債の2億円となっております。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償元金等で8億2,060万円が計上されております。

この内容といたしましては、令和元年度と同様、配水管の老朽化に伴う配水管布設がえ工事を重点的に行うものとなっております。

その主な工事といたしましては、中間地区においては、市道御館・通谷線配水管布設替工事（2工区）など15件、また、遠賀地区における町道藤ヶ本・牟田口線配水管布設替工事など計9件、総件数24件が予定されております。

以上により、令和2年度の建設改良事業につきましては、総事業費5億8,440万円をもって実施されることになっております。

なお、資本的収支の不足額6億530万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

討論において、「浄水場の夜間・休日の運転等は市の直轄で行うべきであり、これらを業務委託で行うことには反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、第28号議案及び第32号議案は全員賛成で、第33号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第２６号議案より第３４号議案までの９件の議案のうち、反対するものについて、日本共産党市議団を代表して、順次反対意見を申し述べます。

まず、第２６号議案令和２年度中間市特別会計国民健康保険事業予算案について反対意見を申し述べます。

不況下での生活苦の中で、市民生活は中間市財政以上に疲弊をしています。このような中での総額２，８００万円にも及ぶ国民健康保険税の値上げを含む今予算案は、まさに市民にとっては耐えがたいものです。コロナウイルスの発生による経済状況は、当初以上に深刻となっています。市民生活にさらに負担をかけ、市内経済の悪化につながることは明白です。

以上により、本予算案には反対をいたします。

次に、第３０号議案令和２年度中間市介護保険事業特別会計予算案について反対意見を申し述べます。

要介護１・２の総合事業への移行と介護給付費の２割負担については、今予算では実施をされないようですが、第８期の令和３年度からの実施が予定されているようです。年金が減らされている中で、こうした介護保険の負担は大変です。これ以上の負担増はやめることを求めます。収入が下がる中で、介護保険料は高額のまま推移をしています。余りにも高過ぎます。

以上により、この予算案には反対をいたします。

次に、第３１号議案令和２年度中間市後期高齢者医療特別会計予算案について反対意見を申し述べます。

後期高齢者医療については、政府は昨年９月に全世代型社会保障検討会議を立ち上げ、既に１２月に第５回検討会議の中で中間報告を発表しています。その中では、一定所得の高齢者に対して、窓口負担割合を引き上げることについて２割とすることを決めました。実は、２００２年の健康保険法等の一部を改正する法律では、附則２条において「医療保険各号に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり１００分の７０を維持するものとする」とされており、将来全ての医療保険において３割負担にすることが法で決められています。したがって、今回の中間報告も、そのためのステップとみなされます。中間市の本予算案には、そのことは反映されていませんが、早晚改定がなされる可能性があります。もともとこのような年齢による医療保険の存在そのものが差別医療であり、問題だと思います。今以上の負担増はしないことを求めて、今予算案には反対をいたします。

第３３号議案令和２年度中間市水道事業会計予算案について反対意見を申し述べます。

市民の命にかかわる水道事業です。浄水場の夜間・休日の運転等の業務委託はやめて直営に戻すことを求めます。

以上により、本予算案には反対いたします。

第34号議案令和2年度中間市病院事業会計予算案について反対意見を申し述べます。
会計年度任用職員化によって大幅に賃金が減らされています。医療関係職員不足の中でこのような待遇の後退は、医療従事者不足の新たな危機を生み出します。

コロナウイルスの感染拡大の中で、厚生労働者の作業部会の中からも平常時の医療体制の強化が言われ始めています。これらは医療従事者不足の結果、死者が多数出ているイタリアの実態からも証明をされています。

会計年度任用職員のフルタイム化等処遇の改善を求め、本予算案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論終結いたします。

これより第26号議案から第34号議案までの令和2年度各会計予算9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第26号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第28号議案令和2年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案令和2年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第30号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第31号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第32号議案令和2年度中間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第33号議案令和2年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第34号議案令和2年度中間市病院事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議員提出議案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に日程第13、請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願の趣旨としましては、令和2年1月15日の中間市行政改革推進本部において、市内五つの公共施設の廃止を決定いたしました。

その中でも、地域総合福祉会館ハピネスなかまは、今年度の予算で多額の費用を投入し外壁改修を実施したばかりであり、約18年間、総合福祉の役割を果たしてまいりました。

また、ハピネスなかまは福祉避難所であると同時に、本市の福祉のシンボリック的存在でもあると言えます。

本来、地方自治体の基本的な役割は住民の福祉の増進を図ることであり、その福祉施設を廃止することはその役割を放棄するということです。

よって、今回の中間市行政改革推進本部の決定を見直し、利用者及び従事者の意見や要望を聞き、地域総合福祉会館ハピネスなかまを存続させることを求めるものでございます。

なお、当委員会において、請願人から本請願の趣旨説明を受けた後に審査を行いました。

最後に、採決いたしました結果、請願第1号は全員賛成で採択とすべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願に、意見を付して賛成いたします。

請願の中に、地方自治の役割は福祉を向上させることにあります。市の福祉施設のシンボルを廃止することはその役割を放棄することです。市民参加の福祉の向上を目指すため、ハピネスなかまの利用者、従事者の意見、要望を聞き、ハピネスなかまを存続させることを求めます、とあります。私は全く同感で、賛成いたします。

ですが、さきの一般質問でハピネスなかまの経営には年間7,700万円の赤字が出ると判明しました。この赤字をこのままにしておくわけにはいきません。改革が必要です。

そこで、市民、利用者、行政で協議会を立ち上げ、どうすれば赤字を解消しハピネスなかまが存続できるか、早急に新しい提案をつくるべきと思います。この建物はなくなるわけではありませんので、多目的活用を図るべきです。

また、次に、次の議会では福祉バス廃止も提案されているようですが、廃止を前提としないで市内交通機関を見直しも含めて、市民の足を確保できるように検討すべきと思います。市内循環型コミュニティバスを提案いたします。

また、ハピネスなかまは福祉避難所でもあります。万が一の災害のとき、障がいのある人、お年寄りが安心して避難できるようにすべきです。

ハピネスなかま廃止反対の署名が短い2週間の間で4,703人集まりました。短い時間ですが、市民1割以上の方が反対されているのです。この反対されている方々は、単に反対しているのではなく、中間市、中間市民のために反対されているのです。これからの高齢化社会を迎えたときにどうあるべきかを提案されていると私は思います。行政に携わる者は、ボランティア活動、社会活動をされている市民の方の熱い心を大切にしなければなりません。どうか、「中間ちゃんいいとこばい」と人に言われるような中間市になることを願って賛成いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論終結いたします。

これより請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきであるとするものであります。本請願は委員長の報告どおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第14. 意見書案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、意見書案第1号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

意見書案第1号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書案の趣旨説明を行います。

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされています。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されましたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくありません。

政府としては、これまで都道府県、政令市へひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行ってきましたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであります。

そこで、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、次の事項について早急に取り組むことを国に強く求めるものです。

1、より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ、いわゆる訪問型支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対人型の訪問支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けた訪問支援等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2、中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3、8050問題など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、断らない相談支援や伴走型支援など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第1号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第2号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第15、意見書案第2号公立病院の再編統合へ向けた指定リストの撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(5番 田口 澄雄君)

意見書案第2号公立病院の再編統合へ向けた指定リストの撤回を求める意見書案について提案理由を申し述べます。

この意見書案を議会提出後の3月19日に病床削減を進める地域医療構想に関する厚生労働省の作業部会が開かれ、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、医療団体の各委員らが感染症対策のためにも平常時の医療体制の強化が必要であることが強調されました。

また、全国自治体病院協議会の小熊豊会長からも、公立・公的病院に感染者が多く入っており、病院機能が麻痺しかかっている、今日の医療体制では中央で重症者はなかなか見られないとの指摘がなされました。また日本医師会の中川俊男副会長は、感染者が急増しているイタリアの背景に、医療費削減による医療従事者不足があると指摘をしました。

実際に、424公立あるいは公的病院の再編統合の議論が必要とのリストの発表後、内定者の就職自体やその地域からの移住を検討している問題等が起こり、今国会でもこのことが議論となっています。この意見書で指摘したとおりのことが実際に今起こっているわけであり、国はこうしたことも考慮して、少しでも余裕のある医療体制の確保に努めてほしいと思います。

以上により、指定リストの撤回を求める意見書を提出いたします。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号公立病院の再編統合へ向けた指定リストの撤回を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第3号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第16号、意見書案第3号中東における自衛隊の早期撤収を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員(4番 柴田 芳信君)

意見書案第3号中東における自衛隊の早期撤収を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

中東情勢の緊迫を招いた原因の一つは、トランプ政権の核合意からの一方的な離脱とイランに対する経済制裁にあります。また、今回の自衛隊派遣が、アメリカによる有志連合の呼びかけに端を発する以上、自衛隊が有志連合へは参加せずとも、その派遣は日本がアメリカの中東政策に追随し、アメリカとともに中東地域の軍事的緊張を高めることとなり、イランをはじめとする中東諸国との関係を著しく悪化させるおそれがあります。

集団的自衛権行使を緩和した戦争法のもとにおいて、海外に自衛隊が派遣されれば、集団的自衛権の名のもとに、自衛隊が米艦防護等の任務を負わされ、日米一体の軍事活動を展開する危険性もあります。

政府は、調査・研究の規定に地理的制約や方法、期間の定めのないことを奇貨として、これを中東海域への自衛隊派遣の根拠にしています。しかし、同規定による派遣の正当化は、自衛隊の中東海域への派遣というきわめて重要な判断を、国会の関与もなく閣議決定のみで実行していることを意味するとともに、今回は、あえて年末の国会閉会中の時期に閣議決定をしており、国民の批判をかわす狙いがあったことは明らかであり、国権の最高機関たる国会を無視し、国民主権をないがしろにするものと言わざるを得ません。

自衛隊の中東海域への派遣は、中東地域の緊張を一層高めるばかりか、日本がアメリカの誤った中東政策に賛同し、アメリカの戦争に巻き込まれるリスクを高めるものであります。

日本はこれまでイランと良好な関係を築いてきており、憲法9条の理念に基づき、日本の中東における信頼を活かしながら対話と外交による平和解決を目指すべきであります。また、アメリカに対しては毅然と、中東の軍事的緊張を高める行為をやめて核合意へ復帰するよう求めるべきであります。

憲法を踏みにじる自衛隊の中東海域の自衛隊の派遣に断固反対し、自衛隊派遣の早期撤回を求めます。

以上により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

最後に、新型コロナウイルスが地球上を覆っています。中東での危険区域から早期撤回を求めると共に、多くの皆さんの賛同をお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第3号中東における自衛隊の早期撤回を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、意見書案第3号は否決されました。

日程第17. 意見書案第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第4号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

意見書案第4号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案について述べます。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に、30歳から39歳における賛成・容認の割合は84.4%になります。

政府答弁によりますと、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから24年、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は、2015年12月、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制のもとにおいては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティーの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことが容認できる」と、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を含め、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき事柄」として、夫婦別姓を導入することは否定しませんでした。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断を生じる例や結婚を諦めるなど、不利益をこうむる人が一定率いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務です。

よって、国会及び政府に対して、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の改正を求めまして、議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会

の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第4号については原案のとおり可決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において山本慎悟君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって令和2年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 山 本 慎 悟

議 員 掛 田 る み 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員